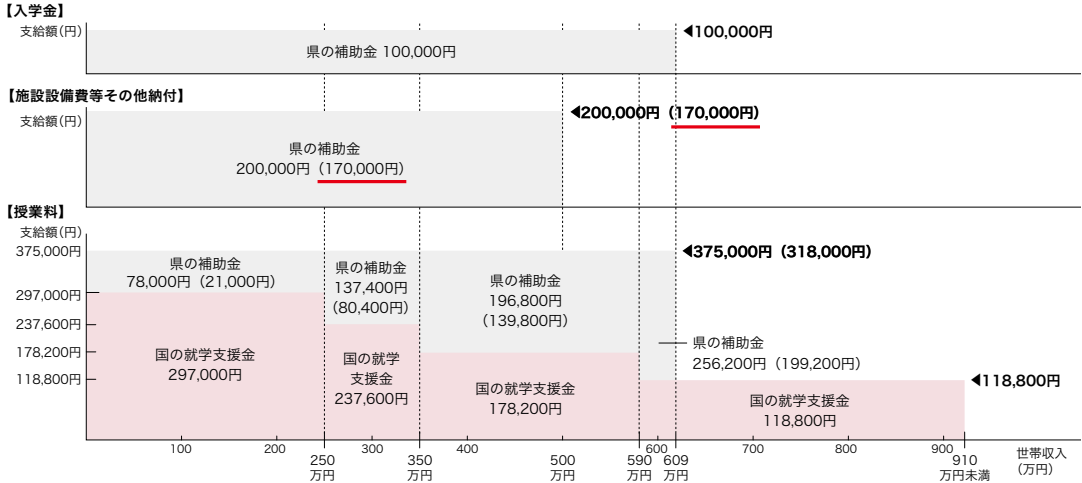


星野高等学校【女子部】学校案内 正誤表

44頁の父母負担軽減事業(国の就学支援金と埼玉県独自補助事業)の
表中に誤りがありましたので謹んで訂正いたします。

誤

■父母負担軽減事業(国の就学支援金と埼玉県独自補助事業)



※生活保護・家計急変世帯は授業料・施設設備費等その他納付金全額補助

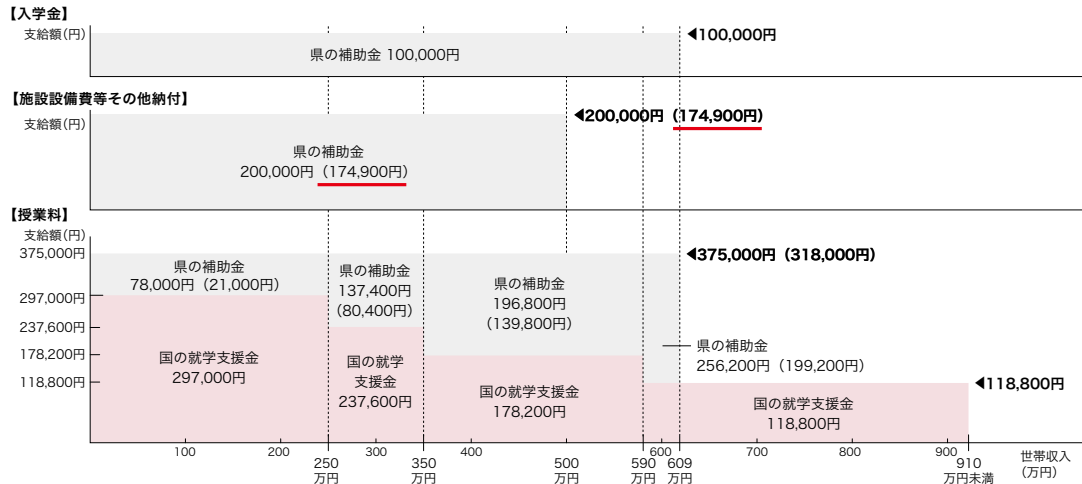
※県の補助金のうち()内が本校の支給額になります。

(1) 本校の授業料補助額(支給額)の上限は318,000円(月額26,500円×12ヶ月=318,000円)

(2) 本校の施設設備費等その他納付金補助額(支給額)の上限は170,000円(2,3学年は120,000円)

正

■父母負担軽減事業(国の就学支援金と埼玉県独自補助事業)



※生活保護・家計急変世帯は授業料・施設設備費等その他納付金全額補助

※県の補助金のうち()内が本校の支給額になります。

(1) 本校の授業料補助額(支給額)の上限は318,000円(月額26,500円×12ヶ月=318,000円)

(2) 本校の施設設備費等その他納付金補助額(支給額)の上限は174,900円(2,3学年は124,900円)